

仕 様 書

1 業務名称

令和7年度資生館小学校スクールバス運行等業務

2 業務の目的

本業務は、資生館小学校児童の登下校用のスクールバスの運行及びこれに付随する業務を行うことにより、児童の通学安全の向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

- (1) 登下校時のスクールバスの運行
- (2) 児童のスクールバスへの乗降の誘導及び児童の乗降確認
- (3) バス乗降所標識の維持・管理
- (4) その他緊急時における対応等

4 運行期間

- (1) 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までのうち学校休業日を除く毎日
- (2) 運行予定日数：206日（最大運行予定日数。運行予定日については、別紙1「資生館小学校スクールバス年間運行回数予定表」に示すとおり。）

5 運行時間及び運行経路等

(1) 運行時間

運行時間は上記4で示したスクールバス運行日の登校時間及び下校時間とする。

- (2) 運行経路及び乗降車箇所（運行経路及び乗降車箇所は別紙2「路線図」のとおり）

ア 登校便

- (ア) 出発場所 ：大通路線 中央区大通西18丁目（大型バス1台運行）
 曙 路線 中央区南11条西12丁目（大型バス2台運行）
 豊水路線 中央区南14条西1丁目（大型バス1台運行）

最終降車場所：中央区南3条西7丁目（資生館小学校北側）

- (イ) 途中乗車場所：大通路線 3か所
 曙 路線 2か所
 豊水路線 3か所

イ 下校便

- (ア) 出発場所 ：中央区南3条西7丁目（資生館小学校北側）
最終降車場所：大通路線 中央区大通西18丁目（※最大で大型バス1台運行）
 曙 路線 中央区南11条西12丁目（※最大で大型バス2台運行）
 豊水路線 中央区南14条西1丁目（※大型バス1台運行）

- (イ) 途中降車場所：大通路線 3か所
 曙 路線 2か所
 豊水路線 3か所

※ バス台数は曜日により変動する。

ウ ミニ児便

- (ア) 出発場所 : 中央区南 3 条西 7 丁目 (資生館小学校北側)
最終降車場所: 大通路線 中央区大通西 18 丁目 (大型バス 1 台運行)
豊水・曙路線 中央区南 11 条西 7 丁目 (大型バス 1 台運行)
- (イ) 途中降車場所: 大通路線 3 か所
豊水・曙路線 6 か所

※ 運行経路、乗降車箇所については、児童の分布状況及び設置箇所の道路事情等の変化により契約期間中に変更する場合もある。

6 運行方法等

(1) 運行日程及び運行時間

運行日程及び運行時間については、運行日の属する月の前月末日の 5 営業日前までに委託者が通知する運行予定表によるものとする。なお、基本運行時間表は別紙 3 のとおり。

(2) 運行回数

運行回数は、別紙 2 「路線図」による経路で、登校時は 4 台の大型バスにより各 1 周回、下校時は 最大 4 台の大型バスにより (曜日により変動) 最大 2 周回 を基本とする。

また、ミニ児童会館を利用する児童を対象として、2 台の大型バスにより 17 時及び 18 時に各 1 周回 すること。

※ 運行回数については、学校行事等により変更となる場合もある。

(3) 運行に必要なバスの台数

大型バス 4 台を下限とし、受託者の車両管理、待機場所確保等により運行に支障がない台数を確保すること。なお、資生館小学校では長時間の待機は出来ないため留意すること。

(4) 各路線の始発には、発車時間の 5 分前には到着すること。

(5) 運行予定の変更等

児童の分布状況及び積雪期間や交通事情の激変等による運行の途中打ち切りや運行時間、運行経路及び乗降場所の変更等については、別途協議の上決定する扱いとする。

7 スクールバスの仕様

(1) 乗車定員 50 名以上の大型バスを使用すること。

(2) スクールバスには前後の見やすい位置に「資生館小学校スクールバス」の表示をすること。

8 運転者及び乗務員

スクールバスには運転者のほか、乗務員 1 名が乗務することとし、その業務及び資格は以下のとおりとする。

(1) 運転者

ア 運転者は登下校時において、児童を安全かつ円滑に目的地に輸送すること。

イ 運転者は大型二種免許を取得し、大型自動車の運転経験が豊富であること。

(2) 乗務員

ア 乗務員は児童のバス乗降の誘導を行うほか、車内における安全指導及び緊急時における対応等を行うこと。

- イ 児童の乗車の有無について学校に連絡を行うこと。
- ウ 終点到着後において、車内に児童が取り残されていないことを確認すること。
- エ 運行日、路線及び車種ごとにスクールバス運行日誌（別紙４）を作成し、翌日（翌日が学校休業日の場合は翌開校日）までに学校長に提出すること。
- オ 運行日ごとに登下校便の乗降者名簿を作成すること。
- カ その他教育委員会からの指示に従い、バス乗降に関する業務を行うこと。

9 事故処理及び損害賠償について

スクールバスの運行時における事故の処理及びその損害賠償については、その一切の責任を受託者が負うものとする。

また、受託者は、以下の内容の任意保険に加入し、その加入内容について確認できる書類を業務履行開始日までに届け出ること。

- (1) 対人 : 無制限
- (2) 対物 : 500万円以上
- (3) 搭乗者 : 500万円／人以上

10 バス乗降所標識の管理等

- (1) バスの乗降所箇所には委託者が乗降所標識を設置する。

ア 設置場所 乗車場所標識（登校時）11 か所
降車場所標識（下校時）11 か所（うち 1 か所は乗車場所と兼用）
学校前（登下校時）1 か所

イ 設置数 22 本

- (2) 乗降所標識設置に必要な許可（道路占用許可＝札幌市長）及び協議等については、年度当初の設置については委託者が行うが、契約期間中の乗降場所変更に伴う必要な手続きについては受託者が行うこと。
- (3) 乗降所標識の維持・管理は受託者の責任において行うこと。なお、破損や老朽化により使用に耐えない状態のものについては、委託者が修繕を行うこととする。
- (4) 安全な乗降を行うため、冬季間のバス停付近の除排雪を徹底すること。

11 運行実績報告書の提出

受託者は、当月の運行状況を運行実績報告書（別紙５）により、委託者に報告すること。

12 運行管理者の配置及び経歴書等について

スクールバスの運行について必要な連絡指導に当たる業務主任を配置すること。

また、業務主任、運転者及び乗務員について、経歴書等を別紙６、７の様式により運行開始日の２営業日前までに委託者に届け出ること。

13 特記事項

- (1) この業務の実施に当たっては、一般貸切旅客自動車運送事業許可証の写し、別途委託者が指示する書面を委託者へ提出すること。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- (4) スクールバスの運行時間、運行回数等については、委託者が毎月通知する運行予定表によるものとするが、学校行事及び災害等により変更されることがある。

- (5) 緊急時に迅速に対応するため、乗務員には携帯電話を携行させること。また、電話番号を委託者及び学校に通知すること。
- (6) 児童のためのバスであることから、運転者及び乗務員については心身ともに健康な者を従事させるものとし、その人選には充分配慮すること。また、安全管理には特に留意すること。
- (7) 業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方が協議をしてこれを処理するものとする。

14 連絡先

- (1) 担当課：札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校配置マネジメント担当係
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階（TEL011-211-3836）
- (2) 札幌市立資生館小学校：札幌市中央区南3条西7丁目1－1（TEL011-204-9811）